

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則

平成十六年八月十七日規則第五十六号

改正

平成二〇年一月二日規則第八〇号

改正

令和五年三月三十一日規則第三十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例（平成十六年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「農用地」とは、農地、採草放牧地及び耕作の目的に供しようとする土地をいう。

(施用者から除かれる者)

第三条 条例第二条第三項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 三 財団法人群馬県農業公社（昭和四十五年十月一日に財団法人群馬県農業公社という名称で設立された法人をいう。）
- 四 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金（平成二年七月十日に財団法人群馬県森林・緑整備基金という名称で設立された法人をいう。）

(届出対象)

第四条 農用地における条例第六条第一項の規則で定める施用の量は、一作につき総トン数十五トンかつ十アール当たり十五トンとする。

2 農用地における条例第六条第一項の規則で定める保管の量は、保管場所一箇所（当該保管を行おうとする施用者の所有し、又は管理する一団の土地をいう。）当たり総トン数五十トンとする。

3 森林における条例第六条第一項の規則で定める施用等の量は、総トン数五トンかつ一ヘクタール当たり五トンとする。

(知事への届出)

第五条 条例第六条第一項の規定による届出は、肥料等施用計画（変更）届出書（施用の場合は別記様式第一号、保管の場合は別記様式第二号）により行うものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 施用等を行う農地等の位置図
- 二 施用等を行う農地等の公図の写し
- 三 施用等を行う農地等に係る登記簿謄本
- 四 届出者の住民票（法人にあつては法人登記簿謄本）
- 五 肥料等の成分を示す書類の写し
- 六 肥料等の販売の内容を示す書類の写し
- 七 施用者が当該農地等に肥料を施用する権利を有することを証明する書類の写し
- 八 その他知事が必要と認める書類

3 知事が、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

(変更の届出)

第六条 条例第六条第三項の規定による届出は、肥料等施用計画（変更）届出書により行うものとする。

2 前項の届出は、変更後の施用計画の実行に着手する日の三十日前までに（施用者の死亡その他やむを得ない場合においては、事後に）行わなければならない。

3 第一項の届出は、前条第二項に規定する書類のうち、変更に係るものを添付して行うものとする。

4 第一項の届出が施用計画の中止に係るものであるときは、当該届出は、同項の規定にかかわらず、肥料等施用計画中止届出書（別記様式第三号）により行うものとする。

5 前条第三項の規定は、施用計画の変更の届出について準用する。

(公表の方法等)

第七条 条例第九条第一項の規定による公表は、群馬県報へ登載すること、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて発表し県民に周知させることその他知事が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について公表するものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 勧告の内容
- 三 公表の理由
- 四 その他知事が必要と認める事項
(身分証明書)

第八条 条例第十条第二項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第四号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月十二日規則第八十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

肥料等施用計画（変更）届出書
（施用の場合）

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名 印
（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

群馬県の肥料等の大量投与の防止に関する条例第6条第1項（第6条第3項）の規定により、施用計画（施用計画の変更）を次のとおり届け出ます。

施 用 者	氏名 住所 （法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名） （担当者名 _____）		
施 用 場 所	所 在 地	地目（現況）	面 積（㎡）

	計 筆		
施 用 の 日 時	施用の期間 年 月 日から 年 月 日まで 施用する時間 午前・午後 から 午前・午後 まで		
肥 料 等 の 名 称 （原料名）	（ _____ ）		
販 売 者	住所 氏名 電話 _____ 担当者名		
施 用 量	①10アール当たり _____ t ②総トン数 _____ t		
生産する農林産物の名称			
添 付 書 類	1 位置図 2 公図の写し 3 土地の登記簿謄本 4 届出者の住民票（法人登記簿謄本） 5 肥料等の成分を示す書類の写し 6 販売内容を示す書類の写し 7 施用等権利関係書類の写し 8 その他知事が必要と認める書類		

施用の方法

施用場所周辺の状況

備考 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

肥料等施用計画（変更）届出書
（保管の場合）

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名 印
（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

群馬県の肥料等の大量投与の防止に関する条例第6条第1項（第6条第3項）の規定により、施用計画（施用計画の変更）を次のとおり届け出ます。

施 用 者	氏名 住所 （法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名） （担当者名 _____）		
保 管 場 所	所 在 地	地目（現況）	面 積（㎡）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	計 筆		
保 管 期 間	○着手年月日 年 月 日 ○完了年月日 年 月 日		
肥 料 等 の 名 称 （原料名）	（ _____ ）		
販 売 者	住所 氏名 電話 担当者名		
保 管 量	総トン数 t （森林の場合 t / h a）		
添 付 書 類	1 位置図 2 公図の写し 3 土地の登記簿謄本 4 届出者の住民票（法人登記簿謄本） 5 肥料等の成分を示す書類の写し 6 販売内容を示す書類の写し 7 施用等権利関係書類の写し 8 その他知事が必要と認める書類		

保管の目的

保管の方法

保管後の肥料等の利用計画

保管後の土地の復元計画

保管場所周辺の状況

備考 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

肥料等施用計画中止届出書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

氏 名 印
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

さきに 年 月 日付けで群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例第6条
第1項の規定により届け出た施用計画を 年 月 日に中止したので、同条第3
項の規定により届け出ます。

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所属
氏名

上記の者は、群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例第10条第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

群馬県知事

印

(裏面)

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出者、施用者若しくは販売者に対し、肥料等の施用等に関し報告を求め、又はその職員に、届出者、施用者若しくは販売者の事業場、倉庫、ほ場その他肥料等の施用等に関する場所立ち入り、肥料等、業務若しくは肥料等の施用等の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは肥料等を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。